

STEP 2 申告に向け必要な書類等をそろえる～準備チェックリスト～

町・県民税の申告受付と 所得税の申告相談日

- 相談会場 役場3階 305・306会議室
■受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

	日程	対象地区
2月	17日(月)	石坂・鳩山団地
	18日(火)	松ヶ丘一・二丁目
	19日(水)	松ヶ丘三・四丁目
	20日(木)	楓ヶ丘一・二丁目
	21日(金)	楓ヶ丘三・四丁目
3月	25日(火)	鳩ヶ丘一・二丁目
	26日(水)	鳩ヶ丘三～五丁目
	27日(木)	大橋・奥田
	28日(金)	須江・竹本
	3日(月)	泉井・高野倉
	4日(火)	熊井
	5日(水)	小用
	6日(木)	大豆戸
	7日(金)	赤沼
	10日(月)	今宿
	11日(火)～14日(金)	上記で都合のつかない方
	17日(月)	

申告用紙について

申告用紙(確定申告書を含む。))は、役場税務会計課及び東出張所に2月上旬から設置します。
※ e-Tax の普及に伴い、確定申告書等の印刷枚数が少なくなっています。確定申告書等の送付を希望する方は、東松山税務署へお問合せください。

令和 7 年度 個人住民税の定額減税

令和 6 年中の合計所得金額が 1,000 万円を超え 1,805 万円以下で、かつ、令和 6 年 12 月 31 日現在で控除対象配偶者に該当しない合計所得金額が 48 万円以下の同一生計配偶者を有する納税義務者について定額減税額 1 万円が控除されます。

☑ 申告に必要なもの

- ☐ 「マイナンバーカード」または「通知カード」及び「運転免許証」等の本人確認書類の原本
- ☐ 税務署から届いた「確定申告のお知らせ」はがきや、「利用者識別番号の通知」等 関係書類
- ☐ 「預金通帳」等、所得税の還付金の振込先口座が分かるもの
※申告書への押印は不要です。

【収入に関する書類】

- ☐ 源泉徴収票や支払調書(コピー不可)、その他所得の分かる書類
※申告には、源泉徴収票をすべてお持ちいただく必要があります。
- ☐ 事業(農業・営業など)所得や不動産所得がある方は、収入と必要経費を記入した収支内訳書及び帳簿
※事業とは、営利性のあるものを指し、経費のみの申告はできません。

【控除に関する書類】

- ☐ 被扶養者の所得が分かる書類(写し可)
※配偶者(特別)控除・扶養控除を受ける方
 - ☐ 社会保険料控除や障害者控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの控除関係の書類
※医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」や、「医療費のお知らせ」、その他医師等の証明書がある場合はその証明書
- ※申告相談時間短縮のため、支払った医療費や事業等の収入・経費の額は、計算・記入等整理したうえでご来場ください。

給付金等の取扱いについて

国や地方公共団体から支給された以下の給付金等については、課税の対象ではないので申告の必要はありません。

- ・住民税非課税世帯等給付金
- ・物価高騰支援給付金
- ・定額減税補足調整給付金 など



子育て世帯等に対する 住宅ローン控除の拡充

子育て世帯(19 歳未満の子を有する世帯)または若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯)が認定住宅等の新築等で令和 6 年中に入居する場合には、令和 4・5 年中入居の借入限度額が維持されます。
また、新築住宅の床面積要件について、合計所得金額 1,000 万円以下の方に限り、40 平方メートル以上に緩和されました。

令和 6 年分 税の申告などのお知らせ

税の申告準備はお早めに

今年も、町・県民税、所得税などの申告が始まります。ご自身が申告をする必要があるのかどうかや、申告をスムーズに行うための注意点などをご案内します。なお、申告期限は 3 月 17 日(月)です。

問合せ 【町・県民税に関すること】役場税務会計課 ☎ 296-5892 【所得税に関すること】東松山税務署 ☎ 0493-22-0990

STEP 1 申告対象を知る～申告チェックリスト～

※令和6年分・令和6年中とは、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間に係るものを意味します。

※所得税の還付を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。

※【申告不要】の場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者がいる世帯は全員(令和6年12月31日時点で、16歳未満で収入のない方を除く。)町・県民税申告をしてください。収入がない場合でも「収入なし」と申告してください。

スタート ↓ 令和7年1月1日に鳩山町にお住まいですか？ いいえ ↓ 当時お住まいの市区町村で申告してください		は い ↓ 令和 6 年中にどのような収入がありましたか？ ← 左記から選択	
申告不要 町・県民税 申告	← 要件は？ ・鳩山町在住の親族の税法上の扶養になっている ・親族の税法上の扶養になっていない ・鳩山町以外に住む親族の税法上の扶養になっている	← 要件は？ 収入なしまたは非課税収入のみ(遺族年金、障害年金、失業給付金など)	主に 公的年金 収入
申告不要 町・県民税 申告	← 要件は？ ・公的年金収入のみで 148 万円(65 歳未満は 98 万円)以下の方、または公的年金収入のみで 148 万円(65 歳未満は 98 万円)超であり所得控除を受けない方 ・公的年金収入のみで 148 万円(65 歳未満は 98 万円)超、400 万円以下で、所得控除を受ける方 ・公的年金収入が 400 万円以下で、他の所得(20 万円以下)がある	← 要件は？ ・公的年金収入のみで 400 万円を超える ・公的年金収入以外の所得が 20 万円を超える(年金収入金額に関係なく)	
確定申告	← 要件は？ ・年末調整が済んでいる(1 か所からの給与のみ)、かつ給与支払報告書が勤務先から鳩山町へ提出されている ・年末調整が済んでいる(1 か所からの給与のみ)が、給与支払報告書が勤務先から鳩山町へ提出されていない ・給与収入以外の所得が 20 万円以下である	← 要件は？ 次のいずれかに該当する方 ・年末調整の内容に変更がある ・医療費控除を受ける ・2 か所以上から給与の支払いを受けた ・年末調整が済んでいない ・給与収入が 2,000 万円を超える ・給与収入以外の所得が 20 万円を超える(給与収入金額に関係なく)	
町・県民税 申告 確定申告	← 要件は？ ・所得金額より控除が多い場合 ・所得金額より控除が少ない場合	← 要件は？ 事業所得(農業など)、不動産所得、雑所得、一時所得、利子所得、配当所得、総合譲渡所得	主に 給与 収入
税務署で 確定申告	← 要件は？ ・青色申告 ・譲渡所得(土地・建物) ・先物取引の雑所得 ・株式等の譲渡所得 ・上場株式などの配当所得 ・山林所得、消費税の申告 ・新規に住宅借入金特別控除を受ける など ※いずれも確定申告が不要な場合は、町の会場で可(青色申告を除く)	町や県などへの土地の譲渡を除き、町の会場ではお受けできません。	



社会保険料控除等の申告をお忘れなく



令和6年中に支払った「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険税」「国民年金保険料」は、社会保険料控除の対象となります。

介護保険のサービス利用(施設・居宅)がある場合、医療費控除の対象となることがあります。(領収書に「対象」と記載されています。)

また、要介護認定を受けた方は、申請により障害

者控除、特別障害者控除を受けられる場合があります。

■問合せ 【介護保険料】長寿福祉課 ☎ 296-1241
【後期高齢者医療保険料】町民健康課 ☎ 296-5891
【国民健康保険税】税務会計課 ☎ 296-5892
【国民年金保険料】ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎ 0570-058-555
(IP 電話からは ☎ 03-6700-1144)

2月3日(月)～14日(金) 税理士による無料税務相談を実施します

年収600万円以下の方を対象に、確定申告に関する相談を無料で行います。ご希望の方は、税理士会事務局へ事前に電話連絡の上、紹介した税理士へご連絡ください。

なお、年収600万円を超える場合や複雑な手続きを要する場合などは、料金が発生することもありますので、事前連絡の際に担当税理士にご確認ください。

対象 ①年金受給者 ②給与所得者で医療費控除を受けた方 ③年の中途で就職・退職された方、年末調整が済んでいない方
受付期間 1月15日(水)から2月7日(金)午前9時～午後2時(月～金曜日)
申込先・問合せ 関東信越税理士会東松山支部 事務局 ☎ 0493-25-2670

税レポ

鳩山中学校生徒が「税に関する作文」表彰を受賞



小川町長が3人にインタビュー



【受賞した感想】

スポタさん まさか県知事賞をいただけるとは思わず、初めて聞いたときはびっくりしました。

長島さん 税について身近に感じるものがあつたので、書いたのですが、まさか賞を頂けるなんて思いませんでした。

清水さん 私もしっくりしました。税について詳しく知らなかったの、親に質問しながら書きました。

町長 税のことについて勉強して、今までよりも知識が増えたと思います。どんな税の知識が学べたか、どういふところが関心を持てたのか教えてください。

スポタさん 妹が税と関わっているの、書く以前から

毎年、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が租税教育の一環として、中学生の「税についての作文」を共同で募集しています。今年度は3人の作品が各賞に選ばれ、11月26日(火)に鳩山町役場305・306会議室で、表彰式が行われました。

【埼玉県知事賞】 スポタ ヒロさん(3年、写真中央)

【鳩山町長賞】 長島 未唯奈さん(3年、写真左)

【東松山地区納税貯蓄組合連合会長賞】

清水 璃子さん(3年、写真右)

身近に感じていました。ですが、具体的にどういふ場面で使われていて、助けられているのか理解していなかったです。調べていくうちに、思っていた以上に身近でこれほど助けられていたんだと思いました。

長島さん 私は消費税について書いたのですが、以前は引き上げられている税なので、嫌だなと思っていました。ですが、今回調べてみたら、世の中のために使われていることが分かりました。

清水さん 私は消費税を納めることでしか、税と関わっていませんが、これから世の中のために税を納めていきたいと思いました。

町長 税について学んでいくと、国や県、町で議論されていることが理解できると思います。今回の受賞をきっかけに、さらに関心を持ってほしいなと思います。

東松山税務署 からのお知らせ

確定申告は ご自宅からスマートフォン・パソコンで利用できる e-Tax・スマホ申告が便利です



▲確定申告書作成コーナー

確定申告会場に出向かずに自宅から確定申告ができますので、国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」を用いたe-Taxをご利用ください。

マイナポータルとe-Taxを連携(マイナポータル連携)すると、控除証明書等のデータが自動入力されますので、この機会にマイナポータル連携のご利用をお願いします。

東松山税務署では次のとおりマイナバーカードとスマートフォンを利用した申告説明会を開催します。

日時 2月5日(水) 午前10時～正午

場所 鳩山町役場3階301会議室 費用 無料

定員 20人(電話による事前予約、先着順)

対象 ①鳩山町に住所を有する方

②収入が給与と収入と公的年金収入の方

③所得から差し引かれるものが次のイ～ハのみの方

イ 医療費控除

ロ ふるさと納税などの寄附金控除

ハ 年末調整で適用可能な控除で年末調整に間に合

わなかったもの

持ち物 ①スマートフォン

②マイナバーカード(パスワード含む)

・署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16文字)

・利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)

③給与及び公的年金の源泉徴収票

④該当者のみ(次の控除を受ける場合)

イ 医療費控除：医療費通知(医療費のお知らせ)、医療費を受けた方、受けた病院毎に集計したメモ(医療費通知を利用する場合にはその診療分を除いたもの)

ロ 寄附金控除：ふるさと納税など寄附金の証明書

ハ 年末調整に間に合わなかった控除：各種証明書など支払いの事実の分かる書類

ニ 国民健康保険税などの支払いの事実の分かる書類(源泉徴収票に記載のないもの)

申込期間 1月16日(木)～1月31日(金)(土・日を除く)

申込・問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-5892

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

■期間、申告会場(土・日・祝日除く)

期間	申告会場
2月17日(月)～ 3月17日(月)	東松山市民文化センター (東松山市六軒町5-2)

■時間 午前9時～午後4時

■注意事項

・東松山市民文化センターでの記載済申告書の提出はできません。記載済申告書に収受印が必要な方は、東松山税務署にお越しください(検算等はありません)。

・確定申告会場では、マイナバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制です。マイナバーカードと併せて、パスワード(①数字4桁及び②英数字6～16桁)が分かるようにしてお越しください。

■確定申告会場の入場には、入場整理券が必要です

①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行

②確定申告会場での当日配付

※配付状況により、午後4時前に相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの事前発行がおすすめです。

■書面により申告書等をご提出される方へ

令和7年1月以降、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。申告書等の提出年月日は、ご自身で記録・管理をお願いします。

e-Taxをご利用いただくと、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

■問合せ 東松山税務署 ☎ 0493-22-0990



▲国税庁LINE公式アカウント

公的年金等の源泉徴収票を郵送します



令和6年中に厚生年金や国民年金等から年金を受け取られた方に、令和6年分として支払われた年金額や、源泉徴収された所得税額等をお知らせする「公的年金等の源泉徴収票」が、日本年金機構から送付されます。

日本年金機構からの発送の時期は1月中旬～下旬を予定しています。

所得税の確定申告をされる方は、申告の際に添付書類等として必要になりますので、大切に保管してください。

万が一紛失してしまった場合の再発行手続きや源泉徴収票に関するご質問は、川越年金事務所(☎ 242-2657)か「ねんきんダイヤル」(☎ 0570-05-1165)までお問合せください。